平成29年度 第2回 熊 本 県 私 立 学 校 審 議 会 会 議 資 料

日時:平成30年2月13日(火)午前10時~

場所:熊本県庁本館5階 審議会室

資料 目次

【諮問事項(公開)】

1	幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園 (3)園	園) の廃止認可について
		1
2	学校法人教法学園の解散認可について	• • • • • • • • •
3	くまもと清陵高等学校の学則変更認可について	4

幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止認可について (学校教育法第4条第1項に基づく認可)

- 1 施設・設置者の概要 幼稚園の名称・園長名・所在地・設置認可日・設置者名等は別表のとおり。
- 2 廃止時期 平成30年4月1日
- 3 廃止事由 幼保連携型認定こども園への移行に伴い、幼稚園を廃止する必要があるため。
- 4 園児の処置 在園児は幼保連携型認定こども園の園児となる。
- 5 教職員の処置 幼保連携型認定こども園の教職員となる。
- 6 指導要録等の引継 幼保連携型認定こども園に引き継ぐ。
- 7 資産の処置方法 基本財産(園地、園舎等)、運用財産(預金等)、負債は幼保連携型認定こ ども園に引き継ぐ。

※ 幼稚園と幼保連携型認定こども園の比較(主なもの)

	幼稚園	幼保連携型認定こども園		
設置の根拠	学校教育法第4条第1項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17 条第1項		
法的性格	学校	学校かつ児童福祉施設		
認可権者	都道府県	都道府県・指定都市・中核 市		

諮問事項①

幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止認可について(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

	施設の名称(予定)	180 幼保連携型認定こども園 六華こども園	200 幼保連携型認定こども園長洲しおかぜこども園	260 幼保連携型認定こども園大津音楽幼稚園		
可定員	40			260	640	
(も属の認 4月1日)	ம மு	45	09	29	134	
幼保連携型認定こども園の認可定員 (平成30年4月1日)	2号	09	09	31	151	
幼保連携	中	75	80	355		
現の	認足可具	06	240	260	290	
析	理事長名	佐藤 純子	松本 秀蔵	藤原 ミスズ		
設化人名		学校法人教法学園	学校法人松本学園	昭和53年3月31日 学校法人愛和学苑 藤原	3法人	
	設置認可日	昭和48年3月10日	昭和51年12月13日	昭和53年3月31日		
類	所在地	准英 5099-2	古村 シズ代 滅607	菊池郡大津町大 津1064-3-		
45	風点	佐藤 准英	吉村 シズ代			
	格	合志市 六華幼稚園	長洲町 長洲幼稚園 吉村 シズ代大津町 大津音楽幼稚園 藤原 ミスズ		3幼稚園	
- 12	(本	合 志 市	最後	大 単	40	

※1号・・・・3歳~5歳(学校教育を希望する園児)

※2号・・・3歳~5歳(保育を必要とする園児)

※3号・・・0歳~2歳(保育を必要とする園児)

学校法人教法学園の解散認可について (私立学校法第50条に基づく認可)

名 称	学校法人教法学園 理事長名 佐藤 純子		
事 務 所 所 在 地	合志市野々島 5099 番地 2 寄附行為 認 可 日 昭和 4 8 年 3 月 1 0 日		
解散時期	平成30年4月1日		
解散理由	社会福祉法人への事業譲渡に伴う理事会及び評議員会の解散決議による。		
法人の設置 する学校	六華 幼稚園 (私学助成園)		
役 員	理事 6 人 監事 2 人		
残余財産の処分	残余財産については、社会福祉法人六華保育園と締結する事業譲渡契約に基づき、一切を社会福祉法人に帰属させる。 ※学校法人教法学園寄附行為第39条 「この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。」		
《参考》 資 産 等	(1)資 産 311,828,329円		
(H29. 3. 31 現在)	(2)負 債 164,988,155円		
	(3) 残余財産 146,840,174円		

くまもと清陵高等学校の学則変更認可について

(学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第10号に基づく認可)

() () ()		<i>></i> 1, —	- 7/(7/)	7(7)		
学 校 名	くまもと清陵高等学校	校 :	長 名	組脇	泰光	
所 在 地	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字 小野5番300	設置	認可日	平成	2 9 年 3 月 2 4 日	
設置者名	学校法人熊ゼミ学園	理 事	長名	組脇	泰光	
教育区域	4 7 都道府県		程年限定員	通信制 3年 900		
変更時期	平成30年4月1日					
変更理由	現在、授業料及び諸経費は前期と後期で分納することとしているが、就 学支援金年間支給額を差し引いたうえで、1年分を一括徴収するため、分 納規定を削除し、年度初めに全納する規定に変更する。 また、将来的に特待生入試等の新たな入試形態を検討していることか ら、生徒納付金を減免することができる規定を追加する。					
	変更前			変更後		
	諸経費等は以下のとおりとする。		第30条 本校の入学金、授業料及び 諸経費等は以下のとおりとする。			
	項目		入学選者	頁目 *料	金額(単位 円) 備考 10,000	
	大学金 95,000 推薦入試によ 学者は半額と	る入	入学金		95,000 推薦入試による入 学者は半額となる。	
	授業料(年間) 1単位あたり9,000 前期と後期に 各年次の履作 施設設備費(年間) 36,000 対によって異 卒業に必要な 単位数は749	8単位 なる。 :修得	授業料(年間)	1単位あたり9,000 各年次の履修単位 数によって異なる。 36,000 卒業に必要な修得 単位数は74単位。	
* = + 0	教材費 実費 実費	<u></u>	教材費	<u> </u>	実費	
変更内容					諸経費は、本校に在籍	
	<u>する間は、前期・後期ごとに</u> 期分を全納しなければならな				<u>:度の初めに年度分を全</u> ばならない。 ただし、特	
	3 既納の生徒納付金は返還しない。 別な事情があると学校					
	ただし、特別の事情があると	学校	場合	は、納付	の方法について異なる	
	長が認めたときは、全部又は	一部		<u>がある。</u>		
	を返還することができる。				別に定めるところによ	
			<u>り生</u> きる		金を減免することがで	
			-		納付金は返還しない。	
			_		の事情があると学校長	
					きは、全部又は一部を返	
			還す	ることフ	ができる。	

学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)

- 第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更<u>その他政令で定める事項</u>(次条において「設置廃止等」という。)<u>は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</u>これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。
 - ー 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
 - 二 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
 - <u>三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校</u> 及び特別支援学校 都道府県知事
- 〇2~5 (省略)

学校教育法施行令(昭和28年10月31日政令第340号)

(法第四条第一項の政令で定める事項)

- 第二十三条 法第四条第一項(法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項(法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。) は、次のとおりとする。
 - 一~九 (省略)
 - 十 <u>高等学校の広域の通信制の課程</u> (法第五十四条第三項(法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。) に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。) <u>に係る学則の変更</u>十一 (省略)
- 2 (省略)

(私立学校の目的の変更等についての届出等)

- 第二十七条の二 私立の学校の設置者は、その設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)について次に掲げる事由があるときは、その旨を<u>都道府県知事に届け出なければならない。</u>
 - 一 目的、名称、位置又は学則(高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。)を変更しようとするとき。
 - 二~六 (省略)
- 2 (省略)